

## 指定給水装置工事事業者の休止

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定により、次の指定給水装置工事事業者から事業を休止した旨届出があったので、山武郡市広域水道企業団指定給水装置工事事業者規程第4条第4号の規定により公示する。

令8年6月11日

指定番号	名称	住所	代表者氏名	給水区域で給水装置工 事の事業を行う事業所 の名称及び所在地		休止日 (有効期限)
				名称	所在地	
指定第116号	新栄建設 株式会社	富里市十倉 5 4 3 番地 2 4	高石 遥	新栄建設 株式会社	富里市十倉 5 4 3 番地 2 4	令和8年5月1日 (令和12年9月29日)